

# 第16回 森林総合利用協議会次第

日 時：平成28年6月24日（金）

午前10時～

場 所：県庁防災新館 411会議室

1 開 会

2 委員および職員の紹介

3 林務長あいさつ

4 議事

「魅力あるやまなしの森林スポット100選」箇所選定について

5 閉会

## 森林総合利用協議会委員名簿

(任期:平成27年1月21日～平成29年1月20日)

No	氏名	備考
1	石原 三義	(公社)やまなし観光推進機構 専務理事
2	磯田 進	昭和大学 講師
3	風間 ふたば	山梨大学大学院総合研究部 教授
4	川手 一郎	弁護士
5	木村 靖郎	元山梨県林務長
6	窪田 修	(一社)山梨県不動産鑑定士協会 会長
7	齊藤 三恵	公募委員
8	佐野 和広	山梨県町村会 副会長(南部町長)
9	相馬 保政	(公社)山梨県恩賜林保護組合連合会 理事長
10	田中 美津江	(公財)オイスカ山梨県支部
11	田辺 篤	山梨県市長会 会長(甲州市長)
12	内藤 友雄	山梨県土地家屋調査士会 副会長
13	宮澤 恭子	武田の杜森林セラピー基地運営協議会 ガイド専門部会長

(敬称略:50音順)

## 森林総合利用協議会設置要綱

### (設置)

第1条 県有林を総合的な視点にたって利用することにより、豊かで潤いに満ちた森林社会の創造に資するため、森林総合利用協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 協議会は別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員は知事が委嘱する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。

### (協議事項)

第4条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- 1) 保健休養利用の現在における意義とそのあり方
- 2) 県土全体で調和のとれた保健休養利用の方針
- 3) 県域ごとの特徴を踏まえた地域振興の方向
- 4) その他、県有林の総合利用推進に関して必要と認められる事項

### (座長)

第5条 協議会に座長を置き、委員の互選によって定める。

2 座長は会務を総理する。

### (会議の招集)

第6条 会議は座長が招集する。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は山梨県森林環境部県有林課がおこなう。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は座長が定める。

### 附則

この要綱は平成9年3月28日から施行する。

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

この要綱は平成12年9月18日から施行する。

この要綱は平成17年11月11日から施行する。

この要綱は平成19年12月18日から施行する。

この要綱は平成22年2月4日から施行する。

この要綱は平成24年3月29日から施行する。

この要綱は平成27年1月21日から施行する。

# やまなしの森林プロデュース事業 ～本県の誇る森林資源の新たな使い道～

未知の山梨プロデュース

～達人の森遊び～

富士山世界文化遺産

南アルプスエコパーク

八ヶ岳 清里

昇仙峡・奥秩父

山梨県  
Yamanashi Prefecture

## 【コンセプト】

- 県有林の豊かな森林を観光・レクリエーションの場として活用し地域活性化を図る
- ・よく知られた観光資源以外の、魅力あるローカルスポットを新たな資源として活用
- ・企業・団体向けの新たな森林利用や、地域産業と連携した森林公園の活用を提案



- 【ダイナミックやまなし総合計画の政策目標】
- 自然を目的として本県を訪れる観光客数の増加  
(H26) 5,425千人 → (H31) 5,788千人

36.3千人増

## 《魅力あるやまなしの森林スポット100選》

○ 部内審議情報に市町村等からの情報提供を加え、県森林総合利用協議会の意見を聴いて選定

癒し

心癒やされる散策ルート



瑞穂の森



武田の社セツレロード

眺望

絶景が望める隠れたスポット



全国植樹祭会場跡地



富士の裾野の渤海

荘厳

気軽に行ける原生林や特徴ある景観



楡形山原生林



精進ヶ滝

燦々

美しい草花や爽やかな森林空間



湯ノ沢峠



美しい森

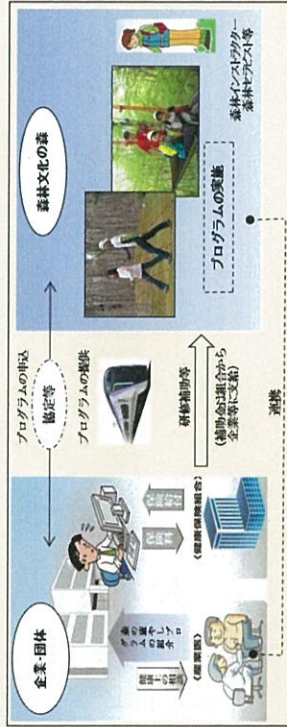
## 《企業・団体への森林レクリエーション利用の場の提供》

- 《目的》 企業・団体を対象とした、レクリエーション活動や結婚・出産等の記念植樹の場（「クライン・ヴァルト」）の提供による、地域での飲食、歴史や食の体験等を通じた地域産業振興
- 《提供場所》 市町村と連携して運営している「森林文化の森」内に設定  
一区画：1,000㎡（苗木300本）、年10箇所程度を想定
- 《活動経費》 必要経費（苗木、看板、管理）及びふさごと活性化経費  
（弁当、お土産、地域ガイド）は企業・団体が負担
- 《事業フレーム》



## 【オプション】

- 県内の森林インストラクター、森林セラピスト等が市町村等と連携して「森の癒しプログラム」を企業・団体に提供
- ・メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診結果にもとづく、受診者保健指導の実施が義務化（H20.4）
- ・労働者が50人以上いる事業所の毎年1回ストレスマネジメント実施が義務化（H27.12）



## 地域ツアー（地域の自然・文化等体験）

連携

## ○ 発信方法

- ① パンフレット等を作成し、首都圏にPR  
【地域グルメや温泉等周辺情報を入れたモデルコースを掲載】  
【やまなし観光推進機構と連携、首都圏の観光フェア等に出展】
- ② 県HPによる情報発信  
【県HPに専用サイトを開設し情報発信】

## 全体スケジュール

H27	H28	H29～H31
森林スポット100選	100選箇所選定	首都圏PRイベント出展
クライン・ヴァルト	100選箇所選定 箇所選定 プログラム作成	HPIによる情報発信 企業・団体による活動 企業・団体へのメール